

妊婦健康診査費等助成申請について



※申請期限は、原則健診・検査を受診した月の翌月末です。

福山市の助成券(妊婦健康診査補助券等)が使えない県外の医療機関等で、妊婦健康診査、産婦健康診査、乳児健康診査(1か月に限る)及び新生児聴覚検査を受診し、自費で健診・検査費用を支払った場合に、その一部を助成します。

1 医療機関等受診時の手続き

- ① 初回受診時に、『妊婦一般健康診査等の実施について(依頼)』を医療機関等の窓口へ提出してください。
- ② 毎回、助成券を医療機関等の窓口へ提出し、結果票(助成券の右側部分)に健診・検査の結果や医療機関名等を記入してもらい、受け取ってください。
- ③ 支払時に、領収書を受け取ってください。

2 申請の方法

次の書類を、ネウボラ推進課の窓口へ提出又は郵送してください。

- 毎回必要 …
- ①妊婦健康診査費等助成申請書(一度に申請するものをまとめて一枚に記入)
 - ②結果の記入された結果票(産婦健診は問診票(質問票Ⅰ～Ⅲ)も提出)
 - ③領収書(原本)※1
- ※新生児聴覚検査等の領収書に検査の金額の記載がない場合は、併せて明細書も提出。

- 初回のみ必要 … 支払相手方登録依頼書(原則、妊産婦名義。印鑑は、朱肉を使用するもの)

※1 領収書(原本)が必要な場合は、審査後に返却します。

窓口申請…申請時に申し出てください。その場でコピーし、返却します。

郵送申請…切手を貼った返信用封筒を同封してください。審査後、返送します。

(封筒に郵便番号・住所・名前を記入。実家の場合は様方も記入)

●申請期限は、原則受診月の翌月末です。※郵送の場合は末日消印有効

(例)4・5月に受診した健診 → まとめて5月末日までに提出

●期限内の申請が困難な場合はご相談ください。

3 助成額

「助成券の上限金額」と「自費で支払った額」のいずれか低い額を助成します。

書籍代等の健診・検査以外の費用や、保険適用となった投薬治療等の費用は助成の対象になりません。

4 振込日

書類受付後、審査が完了した日から30日以内に、登録された口座へ振り込みます。

通知は行いませんので、口座をご確認ください。

【申請・問合せ先】

ネウボラ推進課

住所 〒720-8501 福山市東桜町3番5号

電話 (084)928-1162

窓口 月曜～金曜(祝日、年末年始除く) 8時30分～17時15分